

小松市立小・中・義務教育学校 AI 型学習アプリ導入仕様書

1. 業務名称

小松市立小・中・義務教育学校 AI 型学習アプリ導入

2. 業務概要と目的

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることは、これからの学校教育において重要である。また、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末の日常的な活用を通して、子供たちが自ら問いを見出し、考えて解決していく探究的な学びの推進も求められている。

本業務は、AI 型学習アプリを基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るための学習支援ツールの一つとして位置付け、得られる学習データを活用して教職員が児童生徒一人一人の状況に応じた指導・支援を行うことで、確かな学力を育成することを目的とする。

また、児童生徒が自身の習熟度や興味・関心に応じて、自分のペースで基礎・基本の確認や発展的な課題に取り組める環境を整えることで、自律的な学習者の育成を図る。

さらに、導入にあたっては、教職員の本ツールの活用に対する不安の解消や業務負担軽減に配慮し、学校全体で意図的・計画的な活用が推進されるよう、効果的かつ持続可能なサポート・運用体制を構築する。

3. 納入期限、使用期間、履行場所

- (1) 納入期限: 契約期間中毎年 4 月 1 日(初年度は令和 9 年 4 月 1 日)
- (2) 使用期間: 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで(60 か月)
- (3) 履行場所: 小松市内小・中・義務教育学校、教育委員会。ただし、サービス利用形態はクラウド型とし、利用端末の配置場所を限定しないものとする。

4. 長期継続契約

(1) 契約方法

- ① 地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約とする。
- ② 契約に係る各年度の発注者に係る歳出予算について、減額又は予算措置がなかった場合は、発注者は本契約を変更又は解除することができる。

(2) 年度ごとの支払額

- ① 契約締結時の支払金額(総額)は 5 年間の見込額とし、各年度の支払額は各年度当初の確定ライセンス数に基づき算定する。
- ② 各年度の支払額は、当該年度の履行内容及び確定したライセンス数(5(2) 参照)に基づき算出する。

(3) 次年度以降の手続き

- ① 次年度以降は、各年度当初をもって確定ライセンス数に基づく予定金額に消費税を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。

5. AI 型学習アプリの対象学年及びライセンス数

(1) 対象学年

AI 型学習アプリ: 小学 4 年生から中学 3 年生(義務教育学校 4 年生から 9 年生)

(2) ライセンス数

令和 9 年度(参考値): 児童生徒数 5,412 人+教職員数 625 人 計 6,037 人

令和 10 年度(参考値): 児童生徒数 5,309 人+教職員数 625 人 計 5,934 人

令和 11 年度(参考値): 児童生徒数 5,241 人+教職員数 625 人 計 5,866 人

令和 12 年度(参考値): 児童生徒数 5,124 人+教職員数 625 人 計 5,749 人

令和 13 年度(参考値): 児童生徒数 4,968 人+教職員数 625 人 計 5,593 人

※令和 8 年 5 月 1 日時点の出生数から見込んだ児童生徒数及び令和 8 年 5 月 1 日時点の教職員数を参考値として記載したものです。ライセンス数は各年度当初に積算した数値で契約するものとします。なお、利用料については、契約締結時の数値を基準

とし、年度途中において児童生徒数・教職員数が増減した場合でも変更は行わないものとしします。

※見積額の算出にあたっては、各提案事業者の料金体系に従い、適切なライセンス数で積算してください。教職員用アカウントを無償又は基本料金内で提供可能なサービス体系である場合は、仕様書記載の教職員数を生徒数に加算して見積もることはせず、生徒数のみを基準として積算してください。この場合、見積書の備考欄等に「教職員用アカウントは無償提供（基本料金内）」等の旨を明記してください。

※見積書の作成にあたっては、各年度のライセンス単価及びライセンス数に基づく年度ごとの算定額（年額合計）を明記し、さらに 5 年間の総合計額を記載してください。

6. AI 型学習アプリの仕様

（1）概要

AI を活用して児童生徒一人一人の習熟度に応じた出題難易度や課題を最適化し、主要 5 教科（国語、社会、算数・数学、理科、英語）における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と発展的な学びを図る学習支援システムとする。1 人 1 台端末等から利用でき、児童生徒が自分のペースで主体的に学習を進められるとともに、教職員による学習状況の把握や指導への活用を可能とすることで、個別最適な学習環境を構築し、教職員の指導効果を最大化することを目的とする。なお、概ね次の（2）・（3）の機能を有していること。

（2）AI 型学習アプリの基本性能

- ① AI 型学習アプリのサーバーは発注者側で物理サーバーを用意せず、高度なセキュリティを備えたクラウドサービスを利用すること。
- ② ID 及びパスワードを交付された児童生徒が、家庭又は学校等において、ブラウザやアプリケーション等から問題にアクセスできオンラインで個別学習に取り組めること。
- ③ 児童生徒の学習の際は、最新の ChromeOS における標準ブラウザ等やアプリケーションで動作すること。教職員等が使用する管理画面は WindowsOS における標準ブラウザ等やアプリケーションに対応していること。
- ④ Google アカウントでシングルサインオン連携をしていること。児童生徒・教職員がシングルサインオン可能なこと。

- ⑤ 同一自治体において、転校・進学する場合、学習履歴を速やかに引継ぎできること。

(3) AI 型学習アプリの機能

- ① 9 学年 5 教科 (国語・英語・算数・数学・理科・社会) の学習が可能であること。
- ② 児童生徒一人ひとりに対し、過去の学習履歴や間違えた問題等を AI で分析し、児童生徒の学習理解度や記憶の定着度に応じて個別最適化した問題を提供できること。
- ③ 児童生徒が直感的に操作できるインターフェースであること。
- ④ クラス・学年単位での学習状況・進捗管理ができること。
- ⑤ 児童生徒ごとに、学習時間や学習の定着度等を把握できること。
- ⑥ 教職員用の管理画面 (Windows 環境等の標準ブラウザ) において、児童生徒に配信・出題される問題や解説等の表示画面を、児童生徒用端末を使用することなく、事前に確認できるプレビュー機能を有していること。
- ⑦ 児童生徒自身が学習状況を確認できる機能があること。
- ⑧ 児童生徒の保護者がスマートフォン端末等から学習状況を確認できる機能を有すること。
- ⑨ 教職員の役割や所属等に応じて、閲覧・利用範囲を制限できるアクセス権限を有すること。
- ⑩ 年度切替時において、児童生徒の再登録や学習履歴の引継ぎ作業を不要とすること。なお、データ引継ぎ及び移行に係る作業支援及び費用は、すべて受注者の負担とすること。
- ⑪ 小松市が採択している教科書に準拠した問題を収録し、教科書との対応関係が分かりやすく示されていること。
- ⑫ タッチペンや手書き、キーボード等の多様な入力方式に対応していること。
- ⑬ ネットワーク環境が不安定な場合でも学習に取り組めるよう、事前にオンライン環境で保存した範囲内でオフラインでの学習に対応していること。
- ⑭ 児童生徒が無理なく学習を進められるよう、対象学年に応じた表記 (ふりがなの付記等) に配慮されていること。
- ⑮ 児童生徒ごとの学習結果データについて、CSV 等の汎用的な表形式ファイルで出力

(システム上からのダウンロード機能又は事業者依頼による無償での抽出・提供)できること。

7. セキュリティについて

セキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、自らの提供や外部委託を問わず、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、小松市が規定する条例、規則等を遵守し、適切に実施すること。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の認証を取得していること。
- (2) プライバシーマークを取得していること。
- (3) 上記(1)(2)について、それを証する書類を提出すること。

8. その他

- (1) 受託候補者決定後、本契約締結までの間に教職員等(教師や教育委員会職員ほか)へ学習アプリの活用方法を周知するとともに、速やかに児童生徒が利用できるよう環境整備の支援を行うこと。
- (2) 受託候補者決定後、本契約締結までの間に教職員等向けに、活用・運用・管理の研修を行うこと。研修日程は小松市教育研究センターと事前に協議すること。
- (3) 導入に際し、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後にも、サポート窓口による電子メール又は電話でのトラブル対応や操作及びシステムに関する問い合わせ対応が可能であること。なお、これら各種サポート機能・運用の提供に要する費用は、全てライセンス費用に含め、別途費用を発生させないこと。
- (4) 各年度当初において、本アプリを初めて操作・利用する教職員等を対象とした研修会を実施すること。
- (5) 教職員向けのマニュアルの配布やサポートサイトが Web 上で設置されていること。また、障害発生時には電話・メール等で対応できること。
- (6) 校務支援システムとの連携機能や、児童生徒の学習状況等を分析・閲覧するダッシュ

ボード機能等（又はこれらに類する管理・データ共有機能）が提供される場合、受注者側（本アプリ側）における当該機能の提供・連携に係る費用は基本利用料（ライセンス料）に含めること。なお、連携先となる外部システム（校務支援システム等）側の改修等により作業が発生する場合は、対応の可否及び費用負担等について発注者と別途協議すること。

- （7）小松市教育研究センターにて、定例会を月 1 回以上行い、AI 型学習アプリの活用状況に基づく課題の洗い出しや改善方法の提案等を行うこと。また、費用は全て無償とすること。
- （8）運用方法や利用実績等について課題が見られる学校については、教育委員会と連携のうえ個別支援（打ち合わせ、電話での状況確認、訪問研修会等）を行うこと。また、費用は全て無償とすること。
- （9）過去に公立の小学校・中学校において、導入実績があること。
- （10）契約期間内に教科書採択の変更や学習指導要領の改訂が行われた場合でも、最適な教材が使えるよう更新を無償で行うこと。また、その仕組みを持つこと。
- （11）本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してその都度定めるものとする。
- （12）本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

以上